

令和 7 年

社会文教常任委員会会議録

令和 7 年 5 月 15 日

田 上 町 議 会

令和 7 年 第 2 回 臨時 会
社会文教常任委員会会議録

- 1 場 所 大会議室
- 2 開 会 令和 7 年 5 月 1 5 日 午前 9 時 1 7 分
- 3 出席委員
- | | | | |
|-----|-----------|-------|-----------|
| 1 番 | 吉 原 亜紀子 君 | 1 0 番 | 中 野 和 美 君 |
| 2 番 | 轡 田 禎 君 | 1 1 番 | 今 井 幸 代 君 |
| 3 番 | 渡 邊 菜穂美 君 | 1 3 番 | 池 井 豊 君 |
| 5 番 | 森 山 晴 理 君 | | |
- 4 委員外出席議員
- 議長 藤 田 直 一 君
- 5 欠席委員
- な し
- 6 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|-----------|---------|---------|---------|
| 町 長 | 佐 野 恒 雄 | 保健福祉課長 | 時 田 雅 之 |
| 副 町 長 | 鈴 木 和 弘 | 税 務 係 長 | 塚 野 里 恵 |
| 町 民 課 長 | 本 間 秀 之 | | |
| 会 計 管 理 者 | | | |
- 7 職務のため出席した者の氏名
- 議会事務局長 渡 辺 明
- 書 記 板屋越 麻衣子
- 8 傍聴人
- 新潟日報社 議会議員 高橋 秀昌
- 9 本日の会議に付した事件
- 承認第 4 号 専決処分（田上町税条例の一部改正）の報告について
- 承認第 5 号 専決処分（田上町入湯税条例の一部改正）の報告について
- 承認第 6 号 専決処分（田上町国民健康保険税条例の一部改正）の報告について
- 承認第 7 号 専決処分（令和 7 年度田上町一般会計補正予算（第 1 号））の報告について中
- 第 1 表 歳出

午前9時17分 開 会

社会文教常任委員長（中野和美君） それでは、これより社会文教常任委員会を開催したいと思います。

副町長、挨拶をお願いします。

副町長（鈴木和弘君） 先ほど町長から提案理由がありましたように、4議案の審査をよろしくお願いいたします。

社会文教常任委員長（中野和美君） それでは、本委員会に付託されました件は、社会文教常任委員会の付託議案のとおりとなっています。

これより議事に入ります。承認第4号を議題とします。

執行の説明を求めます。

町民課長（本間秀之君） おはようございます。それでは、議案書の5ページをお願いします。承認第4号、田上町税条例の一部改正の専決処分です。

町長の提案理由にもありましたとおり、令和7年3月31日付けで地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、同年4月1日を施行日とする内容が含まれていることから、例年のことではございますが、田上町税条例の一部改正について、やむなく専決させていただいたものであります。

それでは、今回の改正の概要についてポイントを説明させていただきます。今回の改正では、4点主な改正がございます。まず1点目としては、個人住民税においては、今般所得税において103万円の壁が改正され、基礎控除58万円、給与所得控除65万円に引き上げられ、課税最低限が123万円とされましたが、その町民税における部分として、地方税法に規定されており、今回の条例改正にはございませんが、給与所得者の非課税限度額が103万円に引き上げられたことと。それと併せまして今回の条例改正で19歳から23歳の学生に該当する年齢の子等の収入が188万円までは親等の扶養になることができ、控除を受けることができる特定親族特別控除という制度が新たに設けられたものでございます。

2点目につきましては、現在行っております居所不明な方に対して実施している公示送達につきまして、インターネットを利用した公示方法を定義する改正となっております。

3点目につきましては、軽自動車税において、原付バイクに125cc、4キロワッ

ト以下の新基準が追加されることについて、その税額を定めるものと。それから軽自動車税の減免の申請時にマイナ免許証の提示を追加する改正がございます。

4点目につきましては、たばこ税の部分につきまして、現在の加熱式たばこと紙巻きたばこの税負担の差を解消するため、現行の重量と価格による換算方法から、重量のみの換算方法に改めるものでございます。

では、詳細な説明に入りたいと思いますが、ここからは係長のほうから説明していただきますので、よろしくお願いいたします。

代わります。

税務係長（塚野里恵君） それでは、私のほうから詳細について新旧対照表と参考資料を基に説明させていただきますのでよろしくお願いします。

参考資料の準備はよろしいでしょうか。そうしましたら、参考資料の1ページ目、資料ナンバー1になります。改正条項は、第7条、第9条を御覧ください。この第7条、9条の改正は、行方不明、または特定できない相手方に書類の交付ができないときに、法的に送達したものとする公示送達の方法について、広く閲覧できるように掲示板に掲示する以外にインターネットを使用する方法を定義した改正となりまして、地方税法等の一部を改正する法律に係る規定の施行日から施行となります。インターネットを使用して開示する場合は、個人情報表示しません。

次に、参考資料1ページ目から2ページ目にわたりまして、資料ナンバーですと資料ナンバー1から4、改正条項は第22条の2から第25条の3の3を御覧ください。まず、参考資料を見ていただきたいのですが、参考資料を見ていただくと①、②、2ページ目に行きます。③、④となっているのですが、条文の改正部分に関わる場所は②の部分だけになります。ただ、この住民税を改正するに当たりまして、所得税の改正が背景にありますので、併せてご説明させていただきたいと思います。

この第22条の2から第25条の3の3の改正は、物価上昇局面における税負担の調整及び人手不足が社会的課題となる中、扶養から外れてしまうことや所得税が課税されるために手取りが減少してしまう、いわゆる年収の壁、103万円の壁がありまして、多くの人が扶養親族として認定される範囲内に年収を抑えようとする就業調整を行うことに対する対策としまして、所得税における103万円の壁を見直したことが背景にあります。この見直しによって103万円の壁は基礎控除48万円と給与所得控除55万円の合計でしたが、今後は基礎控除58万円と給与所得控除65万円の合計123万円に引き上げられまして、扶養親族等に係る所得要件及び勤労学生控除も10万円ずつ引き上げられます。一方、住民税における年収の壁は、田上町においてはこ

れまで93万円でしたが、これによりまして103万円に引き上げられます。年収が下がるのではないかと懸念もあるかと思いますが、賃金の今賃上げの影響のほうが大きいのではないかなというふうはこの部分は考えています。

これらの見直しの影響によりまして、第22条の2から第25条の3の3の改正は、19歳以上23歳未満の大学生年代の所得要件を拡大するとともに、一定の所得を超えた場合でも扶養者が受けられる控除の額が段階的に低減する特定親族特別控除を新たに創設するものです。

具体的には参考資料の②を見ていただきたいのですが、これまで所得要件は48万円だったのですが、58万円に拡大されました。また、これまで扶養者が控除を受けられるのは48万円以下のみだったのですが、改正によって所得ですと123万円以下、給与収入にしますと、2ページ目のところになりますが、188万円以下まで控除額が低減して控除を受けられるようになりました。この改正が令和8年1月1日から施行となります。

次に、参考資料3ページ、資料ナンバー6、7になります。改正条項は、第70条、第78条を御覧ください。この改正は、排気量50cc以下のバイクは、今年11月から強化される排ガス規制に対応するのが技術的に非常に難しく、採算が合わないことによって生産及び販売が終了するため、今回の改正において125cc以下かつ最高出力を4キロワット以下に制御したバイクを新たに新基準原付と定義し、既存の50cc以下と同様に位置づけ、税率も同様の2,000円とする改正です。この改正は、令和7年4月1日から施行となります。

また、既存の50cc以下と同様に位置づけられたことにより、原付免許で運転できるようにされ、ナンバープレートも同様に白地とされました。現在この新基準原付の登録は、田上町にはまだありません。

次に、資料ナンバー7、8、改正条項は79条を御覧ください。79条の改正は、マイナンバーカードと運転免許証の一体化が令和7年3月24日から開始されたことにより、軽自動車税の減免申請時の免許証のページにマイナ免許証を追加する改正になりまして、令和7年4月1日から施行されました。田上町では毎年減免申請が約50件ほど、50弱ほどあるのですが、この5月の中旬から第1期の5月末までの間に減免申請をいただくというふうになっています。

次に、参考資料の4ページ、資料ナンバーだと10から12、改正条項は附則第15条の2の2を御覧ください。附則第15条の2の2の改正は、紙巻きたばこよりも税負担が低い加熱式たばこの課税の適正化を図るため、課税方式を見直し、紙巻きたば

ことの税負担の差を解消する改正となりまして、令和8年4月1日から施行されますが、激変緩和の観点から2段階で引き上げられます。具体的には、これまで加熱式たばこの課税の換算方法は重量と小売価格により換算していましたが、今後重量のみに応じて換算する方式とするほか、一定の重量以下のものは紙巻きたばこ1本として課税する仕組みとするなどの見直しが行われました。

参考資料の4ページを見ていただきたいのですが、今後は紙等で巻いた加熱式たばこにつきましては、加熱式たばこ0.35グラムを紙巻きたばこ1本とみなします。それ以外の加熱式たばこは、0.2グラムを1本、1箱当たり4グラム未満の場合は1箱で20本とします。換算方法につきましては、令和8年4月1日から9月30日まで、これを第1段階としまして、現行の換算方式2分の1と新換算方式2分の1、半分ずつを足す形です。令和8年10月1日以降は新換算方式だけでいくようになります。この表だけでシステムが分かりにくいと思うのですが、加熱式たばこが1本当たり2円から5円上がるというようなイメージなので、1箱当たり40円から最大100円程度上がるということで、加熱式たばこ紙たばこの税の差をなくしていくというものになります。

以上で説明を終わらせていただきます。説明を省略した部分につきましては、項ずれ等の整理となりますので、よろしくお願いいたします。

社会文教常任委員長（中野和美君） 説明が終わりました。

今ほど高橋議員、新潟日報社の傍聴の許可をいたしましたので、よろしくお願いいたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番（今井幸代君） 公示送達に関して質疑いたしますけれども、今ほど個人情報等は除外というふうになるのですけれども、基本的に役場のほうで出す公示送達というものは、主に納税関係だったりとか、督促関係が多いのかというふうに思っているのですけれども、そういった場合に個人情報を除外した形でのホームページ等で掲示をしていくわけですけれども、こういった体裁になっていくものになるのか、お聞かせいただきたいと思います。

町民課長（本間秀之君） インターネット上に提示する情報といたしましては、あくまでも税目と、それから固定資産税第1期とか、そういったような形でのみの表示になりまして、それでそれを御覧になった方が、あれ、もしかして自分のところ届いていないから、自分ではないかと思った場合は、役場のほうで、この今回の改正になったのもそうなのですけれども、役場に備え付けてあるパソコン等で中身を確認

していただく、申し入れていただいて職員の立会いの下で確認していただくか、公示送達そのものについては変わりませんので、現行、掲示板に掲示している公示送達の場合は住所とか氏名とかも掲示してあります。そこを確認していただくというようなものを想定しております。

11番（今井幸代君）　ともすると、ホームページ上で公示送達の確認をしても、現実問題として内容が本来伝わるべきものが伝わらないわけです。紙で掲示してある本来の公示送達を見なければ内容が分からない、もしくは役所内にあるパソコンで閲覧しないと内容が確認できないということなのですか。これは個人情報除外するというのは、そもそも個人情報保護法から来るそうしなければならないものということなのか、それとも町役場のほうで、行政サイドのほうからこういう形のほうで掲示をしようというふうにされたものなのか、その辺りの説明をお願いします。

町民課長（本間秀之君）　インターネット上に掲示する部分につきましては、総務省令等で定める方法等がありまして、その部分に基づいて不特定多数の者に閲覧できる状態に置くという措置を総務省令で定められておりまして、その中においてはそこまで個人情報に当たる部分は提示しないというような例示がされているものになっております。

11番（今井幸代君）　個人情報に関して掲示しない。

町民課長（本間秀之君）　掲示しないで、要はインターネット上に個人情報をそのまま、それこそデジタルタトゥーのような状態になるというようなものに可能性がありまして、また場合によってはその情報を悪用する可能性もありますので、例えば保険証なんかだと保険証番号とかまで提示される部分もありますので、そういったものも考慮したものとして、あくまでもそういった部分は分からないような状態にしておくということでされております。

11番（今井幸代君）　では、国のほうの指針に基づいて設定をしたということで理解をしたいと思います。

次の質疑、住民税関係になるのですが。国の税制改正に基づいて出されるものですが、これに伴う今後のシステム改修ですとか、そういったものも今後補正等で出てくるというふうに思っていればよろしいですか。

町民課長（本間秀之君）　システム改修等の予算につきましては、総務課の予算のほうに既に当初予算で計上されている状況でございます。

社会文教常任委員長（中野和美君）　ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（中野和美君） これで質疑を終わります。

次に、承認第5号、専決処分を議題といたします。

執行の説明を求めます。

町民課長（本間秀之君） それでは、議案書のほうは11ページお願いいたします。承認第5号、田上町入湯税条例の一部改正の専決処分でございます。

こちらにつきましては、先ほどの税条例と同様でございますが、令和7年3月31日付けで地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、同年4月1日を施行日とする内容でありましたことから、やむなく専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、議案書の資料ナンバー13、それから配付しております参考資料の田上町入湯税条例の一部改正の概要を御覧いただきたいと思います。こちらにつきましては、マイナンバー法の改正に伴いまして発生した項ずれを解消するための改正となっておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上であります。

社会文教常任委員長（中野和美君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（中野和美君） それでは、質疑を終わります。

次に、承認第6号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

町民課長（本間秀之君） それでは、続きまして議案書のほう14ページお願いいたします。承認第6号、田上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告でございます。

こちら先ほどの税条例の専決処分と同様に、地方税法の改正に伴いまして令和7年3月31日に公布されたことに伴いまして、専決処分をさせていただいたものとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

今回の国民健康保険税条例の改正点につきましては、1点目は課税限度額の引上げということになっておりまして、これにより高所得者により多くの負担をいただき、中間所得者層の負担を軽くするための改正というのが1点目となっております。

その内容といたしましては、医療分につきましてはこれまでの65万円から66万円に1万円を増額。それから後期の支援分につきましては、24万円から26万円と2万円の引上げというふうになっておりまして、介護納付金分につきましては今回は据置

きというふうになっております。これに伴いまして国民健康保険税の賦課限度額は、全体としてこれまで106万円だったものが109万円というふうに引上げとなっております。

なお、この改正によりまして限度額に達する世帯については、令和6年度本算定時の課税所得から試算した結果、影響額といたしまして約7万9,000円の増、限度額を超過する世帯につきましては、医療分では変更なしで1世帯のみとなっております。支援分につきましては、新たに3世帯が限度額に達しない世帯となりまして、全体で3世帯というふうになっておりますので、よろしくお願いします。

次に、2点目といたしまして、国保税の均等割、それから平等割の軽減に係る所得判定基準の引上げでありまして、これは軽減対象を拡大することにより中間所得者の負担を軽減するのが目的となっております。

内容といたしましては、5割軽減に関しましては、現行の世帯の被保険者1人当たり29万5,000円から30万5,000円に1万円の引上げ。2割軽減につきましては、現行1人当たり54万5,000円から56万円、1万5,000円を引き上げる改正となっております。これにより先ほどと同様の本算定時のデータを基に試算いたしますと、医療分、支援分で新たに26人、12世帯の方が5割軽減の対象となる一方、2割軽減に関しましては6世帯、16名が減少するといった見込みとなっております。

軽減額といたしましては、医療分から介護分までの総額で約39万円が減額となる試算となっております。先ほどの賦課限度額の引上げと合わせまして国保全体としては約31万円の減となる見込みとなっておりますので、よろしくお願いします。

では、議案書の資料ナンバー14のほうをお開きください。資料ナンバー14の第3条及び第13条につきましては、今ほど申し上げましたが、課税限度額の引上げに伴う改正となっております。医療分を65万円から66万円。それから後期の支援分を22万円から24万円に引き上げるものと、内容の改正となっております。

続きまして、ページはぐっていただきまして、資料ナンバー15の部分になります。こちらにつきましては、5割軽減の判定所得に加算される金額を29万5,000円から30万5,000円に引き上げる改正。同じく資料ナンバー16の部分につきましては、2割軽減判定に加算される額を54万5,000円から56万5,000円に引き上げるための改正となっております。

なお、この軽減判定の所得の引上げによります減収分につきましては、保険基盤安定交付金によって国費で補填されるものとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上であります。

社会文教常任委員長（中野和美君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（中野和美君） これで質疑を終わります。

次に、承認第7号、専決処分を議題といたします。

執行の説明を求めます。

保健福祉課長（時田雅之君） 改めまして、おはようございます。

それでは、議案書17ページお願いいたします。承認第7号、専決処分の報告についてということでございますが、こちらの専決処分については、先月の4月17日、全員協議会におきまして既にご説明させていただいております。带状疱疹のワクチン定期接種に係る費用につきまして、県の統一単価が決定されたことから、関連する経費について専決処分とさせていただいたものでございます。

議案書19ページのほうをお願いいたします。令和7年度田上町一般会計補正予算（第1号）になります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億5,153万5,000円といたすものでございます。

それでは、歳出のほうを説明させていただきます。議案書25ページのほうをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費53万5,000円を追加するものでございます。説明欄のほうをお願いいたします。予防接種事業ということで、10節需用費、11節役務費、12節委託料と全員協議会におきましてご説明した内容と変更点はございません。

10節の需用費につきましては、予診票の作成ということで300セット、3万5,000円の増額をお願いするものでございます。

11節役務費、通信運搬費につきましては、ご案内の郵送料ということで、対象者882人、既に送付済みでございます。

12節委託料でございますが、こちら生ワクチンの単価、8,487円から個人負担金4,950円を引いた分に対しまして25名分。それから不活化ワクチン2万785円から個人負担金1万8,150円を引いた20名分の2回分。それと生保等の全額公費で賄う部分につきまして、不活化ワクチンで計算しておりまして、2万785円掛ける5名分の2回分ということで総額40万1,675円、予算では40万2,000円を追加するものでございます。

簡単ですが、説明は以上になります。

社会文教常任委員長（中野和美君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（中野和美君） これで質疑を終わります。

最初に、承認第4号の討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（中野和美君） これで討論を終わります。

これから承認第4号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（中野和美君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号は原案のとおり決定しました。

次に、承認第5号の討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（中野和美君） これで討論を終わります。

これから承認第5号の採決をいたします。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（中野和美君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号は原案のとおり決定しました。

次に、承認第6号の討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（中野和美君） これで討論を終わります。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（中野和美君） 異議なしと認めます。したがって、承認第6号は原案のとおり決定しました。

最後に、承認第7号の討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（中野和美君） これで討論を終わります。

これから承認第7号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長（中野和美君） 異議なしと認めます。したがって、承認第7号は原案のとおり決定しました。

これをもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

以上で社会文教常任委員会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

午前9時48分 閉 会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和7年5月15日

社会文教常任委員長 中 野 和 美